（文教はぐくみ委員会資料）　　令 和 ８ 年 １ ０ 月
子ども若者はぐくみ局

放課後等デイサービス事業所に対する行政処分について

特定非営利活動法人鳴滝アトリエが運営する放課後等デイサービス事業所について、児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき、監査を実施してまいりました。

その結果、以下の事業所において、それぞれ不正の事実を確認したことから、法第２１条の５の２４第１項に基づき、行政処分を行うとともに、法第５７条の２第２項に基づき、本市に不正に請求していた給付費等の返還及び加算金の支払いを求めましたので、御報告いたします。

１　行政処分の対象

⑴　事業者

ア　法人名：特定非営利活動法人鳴滝アトリエ（代表理事　堤　創）

イ　所在地：右京区鳴滝白砂３－２５

⑵　事業所

名称	所在地	指定年月日	サービスの種類
D-School 京都西院校	右京区西院東貝川町 ２９田中ビル５階南	令和３年12月 ９日	放課後等デイサービス
D-School 京都原谷校	北区大北山原谷乾町 １９－４３	令和６年 ４月24日	
D-School 西京極校	右京区西京極徳大寺 団子田町３９－３	令和７年 ４月 ７日	

※いずれの事業所も定員１０名

２　監査の実施状況

当該事業者に係る通報を受け、令和７年１２月１５日、法に基づく監査を実施し、以降、関係書類の検査及び関係者からのヒアリング等を実施した結果、本件処分の原因となる事実を確認した。

３　行政処分の内容及び事由

監査の結果、事業者の運営する３事業所全てにおいて不正請求等の不正があったため、事業所ごとの不正の程度に応じて、指定取消又は指定の効力の一部停止の行政処分を行った。

事業所	処分内容 （効力発生日）	不正の手段による指定	不正請求	検査の妨害
D-School 京都西院校	効力の一部停止３か月 （令和８年10月２日）	―	○	―
D-School 京都原谷校	指定取消 （令和８年12月22日）	○	○	○
D-School 西京極校	効力の一部停止６か月 （令和８年10月２日）	―	○	―

※効力の一部停止の内容：新規利用者の受入停止

４　本市への返還金額

約５，５９６万円（加算金含む）

事業所	返還金額	うち加算金額
D-School 京都西院校	約９万円	約２万円
D-School 京都原谷校	約４，１４４万円	約１，１８０万円
D-School 西京極校	約１，４４３万円	約４１１万円
合　　計	約５，５９６万円	約１，５９３万円

※　返還金額は、給付費のほか加算金、市独自助成の返還分を含む。

※　加算金は、偽りその他不正の行為により支給を受けた給付費の額に１００分の４０を乗じて得た額を支払わせるもの。

５　処分の原因となる事実

⑴　不正の手段による指定（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 9 号）

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例において、専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）を１人以上配置しなければならないと定めているところ、当該従業者が常勤で勤務できないことを認識していたにもかかわらず、常勤の児発管として申請を行い、事業所の指定を受けた。

また、その後任として届け出た従業者も、常勤と認められる勤務実態がなかった。

（該当事業所）

京都原谷校

⑵　不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号）

ア　児発管の欠如に伴う不正請求

常勤・専従と認められる児発管を配置していなかったにもかかわらず、人員欠如減算を適用せず、給付費を本市に請求し、受領していた。

（該当事業所及び期間）

京都原谷校：令和６年４月～令和７年１２月

西京極校　：令和７年１０月

イ　利用実績がない日の不正請求

利用中の児童２名について、事業所の利用実績がない日にもかかわらず、給付費を本市に請求し、受領していた。

（該当事業所及び件数）

【児童Ａ】京都原谷校：令和７年１０月　６件、１１月　１１件

西京極校　：令和７年１０月　９件、１１月　７件

【児童Ｂ】京都原谷校：令和７年１０月　１件、１１月　５件

西京極校　：令和７年１０月　９件、１１月　３件

ウ　１日に長時間利用した児童の利用実績を分割して付け替えたことによる不正請求

１日に長時間利用した児童について、支援時間を分割し、そのうち１区分を別日に利用したこととして実績を付け替え、実態に反する給付費を本市に請求し、受領していた。

（該当事業所及び件数）

京都原谷校：令和６年度　８１件、令和７年度　２６件

エ　定員超過利用に伴う不正請求

１日につき１５名を超える利用があったにもかかわらず、別日に利用したこととして、又は同法人の他の事業所を同日利用したこととして実績を付け替え、定員超過利用減算を適用せず、給付費を本市に請求し、受領していた。

（該当事業所及び件数）

京都原谷校：令和６年度　１件

京都西院校：令和７年度　２件

西京極校　：令和７年度　１件

オ　他事業所と同一日利用した実績を別日に付け替えたことによる不正請求

別法人の障害児通所支援事業所と同一日に利用した児童について、別日に利用したこととして実績を付け替え、実態に反する給付費を本市に請求し、受領していた。

（該当事業所及び件数）

京都原谷校：令和７年度　３件

⑶　検査の妨害（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号）

令和７年１２月１５日、本市が立ち入って実施した監査の際、法第２１条の５の２２第１項の規定により代表理事に提出を求めた資料中、京都原谷校における上記（２）ウと同様の事実の根拠となる鉛筆書きの記載を、従業者に指示して抹消させた。

（該当事業所）

京都原谷校

６　連座制の適用

指定取消の理由となった不正行為について事業者の組織的関与が認められたことから、事業者は５年間、障害児通所支援に係る指定及び更新の欠格事由に該当する。これにより、次回の京都西院校及び西京極校の指定更新ができなくなる。

【指定有効期限】

京都西院校　令和９年１２月８日

西京極校　　令和１３年４月６日

※指定事業者等は６年ごとに指定の更新を受けなければ、その効力を失う。

７　事業者に対する指導

行政処分と併せて、業務管理体制の整備に関する改善勧告を行うとともに、今回不正認定したもの以外に同様の事例がないか、事業者において自主点検するよう求める指導を行った。また、指定の効力の一部停止とした事業所に対しては、引き続き、運営指導等を実施していく。

８　利用者への対応

事業者に対し、事業者から利用者及び保護者（以下「利用者等」という。）に本件事案の説明を行うとともに、特に指定取消を行う京都原谷校の利用者等に対しては、今後の放課後等デイサービスの利用について意向を確認し、必要な支援が継続されるよう、他事業所での受入調整等を行うことについて指導を行った。

事業者からは、既に利用者等の意向を確認のうえ受入調整等を行っているとの報告を受けているところであり、引き続き、指導を継続する。

９　全市的な取組

⑴　事業者に対する周知

本市が所管する全ての障害児通所支援事業者等に対して、本事案の概要について周知し、適正な事業の運営について注意喚起を行った。

⑵　未然防止・再発防止の取組

本市が所管する全ての障害児通所支援事業者等を対象とした集団指導等、あらゆる機会を活用し、不正行為の防止について、周知徹底を図っていく。